

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当該が休日に当る)

昭和五十九年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

目 次

◇告示 保険医の登録

県自然環境保全地域の指定

県自然環境保全地域に関する保全計画の決定

県自然環境保全地域の特別地区の指定

保安林の指定の解除予定(三件)

都市計画事業の認可(三件)

消防設備士講習の実施

告 示

鳥取県告示第七百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

鳥取県告示第七百十五号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条规定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条第七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松井道雄	鳥医第三、一一九号	昭和五十九年九月七日
石黒稔	鳥医第三、一二〇号	"
堀内正人	鳥医第三、一二一號	"

昭和59年9月25日 火曜日

鳥取県公報

一 県自然環境保全地域の名称

佐治県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域の区域

八頭郡佐治村大字古市地内の箕渕頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木、大字加茂及び大字余戸の各一部（面積四二・八ヘクタール）。

次の図のとおりとする。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

な水石の产地を形成している。この佐治石は希少な自然の造形物であると同時に、その母岩は古世代における火山活動史、地質構造を研究、解明する上で、全くとのできない貴重なものである。

このように本地域は、地形及び地質が特異であるので、その一部を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	佐 治 特 別 地 区
	八頭郡佐治村大字古市地内の箕渕頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木、大字加茂の各一部

面 積	八・八ヘクタール

三 自然環境の保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

伐採の方法	伐採の限度
皆 伐	一伐区二ヘクタール以内

一 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、河川争奪により生じた河岸段丘や急崖地形が発達し、各所に穿入蛇行地形やV字型峡谷が形成されている。

また、緑色千板岩の風化、浸食に係る佐治石が分布し、全国的に有名

四 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位	置	工種
八頭郡佐治村大字森坪、大字加瀬木、大字加茂及び大字余戸地内			
		"	新設

鳥取県告示第七百十七号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第

十六条第一項の規定に基づき、次のとおり、佐治県自然環境保全地域内に特別地区を指定したので、同条第二項において準用する同条例第十三条第七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市上大立字大畑ヶ谷五四二の二・五四二の四・五四二の五・字大樺ノ上りエゴ五四三の一・字上大流五四四の一・字大樺ノ谷四五・字本谷奥五四六の六（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

道路用地とするため

三 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

八頭郡佐治村大字古市地内の箕渕頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木及び大字加茂の各一部（面積一八・八ヘクタール。次の図のとおりとする。）

鳥取県告示第七百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字中村字本谷狼谷平六五五の一・字本谷中東平六五六

の一・字本谷深谷口六五七・字本谷口東平六五八の一四から六五八の一六まで、字本谷ノホソ六五九の一・六五九の三・六五九の四（以上九筆

について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字大江字唐谷笹ケナル一八二六の一から一八二六の三まで・一八二六の六・字小唐谷上エ一八二七の二（以上五筆について、

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び船岡町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

三

解説の理由

鳥取県告示第七百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十九年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

- 一 施行者の名称 昭和五十九年九月二十五日から昭和六十一年三月三十一日まで
- 二 都市計画事業の種類及び名称 境港市
米子境港都市計画道路事業三一四一一 樋ノ上川線
- 三 事業施行期間
- 四 事業地 昭和五十九年九月二十五日から昭和六十一年三月三十一日まで

- 1 収用の部分 境港市馬場崎町、湊町及び明治町地内
- 2 使用の部分 なし

- 鳥取県告示第七百二十二号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十九年九月二十五日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 施行者の名称 境港市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 米子境港都市計画道路事業三一六一一 境停車場線
- 三 事業施行期間 昭和五十九年九月二十五日から昭和六十一年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 境港市大正町及び松ヶ枝町地内
- 2 使用の部分 なし
- 一 施行者の名称 境港市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 米子境港都市計画道路事業三一四一十六 栄町下ノ川線
- 三 事業施行期間

県 取 球 公 告

昭和59年9月25日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8の2に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

昭和59年9月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1. 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分	
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士	
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士	
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士	
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士	
第五種	第六類の乙種消防設備士	

年 月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
昭和59年11月 12日(木)	9時30分から 12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 消防用設備等関係法令に関する他法令等に関する事項
昭和59年11月 13日(火)	9時30分から 12時30分まで	第三種	消防用設備等の工事又は整備に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和59年11月 15日(木)	9時30分から 12時30分まで	第二種 第五種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和59年11月 16日(金)	9時30分から 12時30分まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から17時 まで	第五種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から17時 まで	第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習修了後、講習の区分ごとに、筆記による効果測定を行う。

3. 講習の場所

倉吉市山根529番地2 總合体育文化会館

4. 受講申請手続

- (1) 受講申請書の受付期間

- 2 講習の日時及び講習科目

昭和59年9月25日(火)から同年10月13日(土)まで(郵送の場合)

昭和59年9月25日 火曜日

- (は、昭和59年10月13日（土）までの消印があるものは、有効とする。)
- (2) 受講申請書の提出先
鳥取市田園町三丁目124番地 社団法人鳥取県消防設備保守協会
- (3) 提出書類
- ア 受講申請書
2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。
- イ 写真
受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にナリ付けること。
- (4) 受講手数料及びその納付方法
- ア 受講手数料
1の講習の区分につき 5,000円
- イ 納付方法
アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にナリ付けて納付すること。この場合消印しないこと。
- 5 その他
- (1) 受講当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。
(2) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7063）又は社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857-26-5165）に問い合わせること。